## 附属書Ⅲの日本国の表

## 頭注

- 1 第十一章 (金融サービス) の規定に基づく約束については、この頭注及び次の表に定める制限又は条件
- に従って行う。
- 2 第A節の留保事項の解釈に当たっては、 当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。 留保事項は、 当

該留保事項が付される第十一章 (金融サー -ビス) の関連規定に照らして解釈するものとし、 「措置」 が 他

- の全ての事項に優先する。
- 3 第B節 の留保事項の解釈に当たっては、 当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。 「概要」 が ·他の
- 全ての事項に優先する。
- 4 おいて、法的な形態に対する差別的でない制限に従う。 金融サービスを提供する企業は、 第十一・五条(金融機関の市場アクセス)についての日本国の約束に
- 5 (a) 日本国は、第十一・十一条(例外)の文脈における信用秩序の維持を理由として、新たな金融サービ

 $\mathcal{O}$ められる場合を除くほか、 本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、 スの市場へ '枠組みに合致するもの) を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社 の進出に対する差別的でない制限 当該有価証券を取り扱うことを認められ (このような信用秩序の維持の目的を達成するため 及び銀行は、 ない。 当該関係法令に従って認 」は、 Ď 規制 日

(b) ビ 内のサービス消費者に提供するサービスについては、第十一・一条 スの提供」 日本国に関しては、 の定義の心の規定に基づいて提供するサービスであると認める。 サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく締約国の領域において他の締約国 (定義) 0 「国境を越える金融 サ

6 この附属書の規定の適用上、 「JSIC」とは、 総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本

標準産業分類の番号をいう。

第A節

小 分 野

産業分類

子 予 \_\_\_

金

強サー

ピ

ス

銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

JSIC 六二二 銀行(中央銀行を除く。)

|       | JSIC 六三一 中小企業等金融業                            |
|-------|--|
| 関連する義 |  |
| 務     |  |
| 政府の段階 | [   中央政府                                     |
| 措置    | 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条                      |
| 概要    | 預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。         |
| -     |  |
|       |  |
| 小分野   | 保険及び保険関連のサービス                                |
| 産業分類  | JSIC 六七二 損害保険業                               |
|       | JSIC 六七四二 損害保険代理業                            |
| 関連する義 | 3   国境を越える貿易(第十一・六条)                         |
| 務     |  |
| 政府の段階 | [   中央政府                                     |
| 措置    | 保険業法(平成七年法律第百五号)第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十 |
|       | 七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条                        |
|       | 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十九条及び第三十九条の二          |
|       | 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第百十六条及び第二百十二条の六         |
| 概要    | 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上  |
|       | の拠点が必要である。                                   |

| 第<br>B<br>節 |               |             |
|-------------|---------------|-------------|
|             | (b            | ) (a)       |
|             | 国際海上運送に使用されない | 本国内で運送される物品 |

日本国籍の船舶

分野

金

一融サー

ピ

ス

小分野 概要 政府の段階 関連する義 産業分類 提供 \ \ \ 中央政府 内国民待遇 サ サ 国境を越える貿易(第十一・六条) 保険及び保険関連 ĺ Ì 日本国は、 ピ する次のサービス(本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わな ビスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 を除き、 スの提供」 (第十一・三条) 他の締約国において設立された当該他の締約国の国境を越える金融サービス提供者が 保険及び保険関連のサービスに関して第十一・一条(定義)の の定義の心に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融 のサービス

務

(a) 次 0 事項に関連する危険に対する保険

(i) は、 海上運送、 運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任 商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物 (衛星を含む。)。  $\mathcal{O}$ 当 |該保険 ずれ カゝ

「国境を越える金融

(この附属書中他の締約国の表は省略)

|                                      |                                     |                       | 現行の措置  |           |   |           |   |                |             |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--|-----------|---|-----------|---|----------------|-------------|
| 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第百十六条及び第二百十二条の六 | 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十九条及び第三十九条の二 | 七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 | 保険業法(平成七年法律第百五号)第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十 | することができる。 | 注釈 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供 | の補助的なサービス | (b) 再保険、再再保険及び第十一・一条 (定義) の「金融サービス」の定義の(d)に規定する保険 | (i) 国際間の運送中の物品 | 又は全てを対象とする。 |